

答 申 書
(答申第192号)
平成27年4月10日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第2条第1項第3号の規定により、平成27年2月24日付け障福第3460号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付した上で、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、直近における個人情報の紛失という重大事故の発生に鑑み、特定個人情報ファイルの保管については、再発防止策を確実に履行し、このような事故が二度と起きないように、情報セキュリティ対策に関する基準に基づき、各課等の情報セキュリティ管理者が中心となり、外部記憶媒体の運用ルールを再確認し、徹底してください。

また、従業者に対する研修等をしっかり行い、特定個人情報の取扱いに万全を期してください。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
評価書名	身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳発行システムデータベースファイル
点検結果（総評）	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」について個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
意見	<ol style="list-style-type: none">「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「6. 特定個人情報の保管・消去」「北海道における措置」について、職員に対するID・パスワードの付与方法を具体的に講じているのであれば、その旨を記載するなど、管理方法をもっと詳しく記載した方がよい。「Ⅲ リスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「その他の措置の内容」「身体障害者手帳発行システムの運用における措置」について、具体的に講じているセキュリティ対策を漏れなく記載した方がよい。「リスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」について、情報の消去を行う場合、誰がどのような方法で行うのか、明確に記載した方がよい。「Ⅲ リスク対策」「9. 従業者に対する教育・啓発」の「具体的な方法」について、違反行為があった場合にどのような措置を講じるかを定めているならば、記載した方がよい。「Ⅲ リスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」「再発防止策の内容」について、漏れなく詳しく記載した方がよい。今後、次の事項について検討すること。<ol style="list-style-type: none">外付けハードディスクなど外部記憶媒体の使用記録を保存管理すること。事故発生時には、予め定められた手順に従い、管理責任者への報告など、迅速な事後対応を徹底すること。

(注) 上記意見（1から5まで）については、評価実施機関において、既に評価書に反映済みである。